

令和6年（2024年）能登半島地震により 被災した生徒に対する修学支援事業実施要領

制定 令和6年1月29日 群馬県教育委員会

1 目的

「令和6年（2024年）能登半島地震により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針」（令和6年1月23日付け高教第311-27号高校教育課通知）に基づいて受け入れようとする者及び現に在学中で「県立学校生徒の授業料免除取扱要領」（平成29年4月1日付け教管第203-1号管理課通知）の第2（1）に該当する者（以下「被災生徒」という。）に対し、各学校の教育活動の範囲内で必要となる教材等を現物給付することにより、その修学を支援することを目的とする。

2 支援対象

被災生徒

なお、本県の県立学校の在学期間及び生徒保護者の就労状況は問わないものとする。

3 支援方法

各学校が被災生徒の修学に必要な物品等を県費で購入し、当該生徒に対して現物給付する。

4 給付内容

(1) 現物給付の対象となるもの

- ア 教材……教科書、副教材、実習用具等
- イ 体育着等…体育着、体育館シューズ、上履き、実習着、安全靴等
- ウ 制服……制服（夏服を含む。）及びクリーニング代
- エ その他……学年費、学級費等の名目で徴収される経費のうち実費負担分

(2) 現物給付の対象とならないもの

- ア 修学旅行費（短期の旅行、スキー旅行を含む。）
- イ 模擬試験代、資格試験受検料

5 予算執行

- (1) 各学校は、被災生徒に対する現物給付に要した経費について、当該経費を支出した日の属する月分をまとめて翌月5日までに管理課に予算要求する。なお、予算要求額が少額である場合は、数か月分をまとめて予算要求することができるものとする。
- (2) 管理課は、各学校から提出された予算要求書に基づき、速やかに予算配布を行う。なお、配布予算の節は原則として「その他需用費」とする。

6 適用期間

現物給付については、令和5年度及び令和6年度

7 その他

給付内容又は配布予算の節について疑義、要望がある場合は、各学校と管理課で協議の上、決定する。